

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
小針土建株式会社	標津郡中標津町緑町南2-1-1

2 指名停止期間

建設工事 土木一式、とび、ほ装、しゅんせつ

平成28年1月9日～平成28年1月22日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、釧路開発建設部発注の「一般国道44号 厚岸町 別寒辺牛改良工事」において、作業員4名で橋の吊り足場解体作業を開始したところ、被災者は、情報管路がある中桁付近において、足場板を撤去し外桁にいる作業員に手渡す作業中、川へ転落し死亡した。これにより、北海道開発局では平成27年12月24日～平成28年1月6日（2週間）までの指名停止措置となった。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「工事請負契約指名停止等措置要領」（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野第156号 林野庁長官通知
【最終改正】 平成27年4月15日 27林政政第636号

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）